人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二―三―三七

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（政策立案参事官）

第八条の二　事務総局に、政策立案参事官一人を置く。

2　政策立案参事官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第四十九条の二を削る。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二―一四―一三

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

本則中「六百二十五人」を「六百二十四人」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二―六八

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第二条の二第十一号中「及び所長」を「、所長及び専門研修調整官」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―八四

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一中第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）

別表第一第十四号(2)中「部長」を「部長、部次長」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一五六

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の表内閣衛星情報センターの項中「次長」を削る。

別表第一の五の表内部部局の項中「室長（人事院の定めるものに限る。）」を「室長（人事院の定めるものに限る。）　企画官（人事院の定めるものに限る。）」に改める。

別表第一の八の表事務局の項中「事務局長」を削る。

別表第一の二十四の表地方厚生局の項中「統括指導医療官（人事院の定めるものに限る。）」を「統括指導医療官（人事院の定めるものに限る。）　五種」を削る。

別表第一の三十三の表内部部局の項中「統括開発評価管理官」を「専門研修調整官」に改め、同表岩沼研修センターの項中「科長（人事院の定めるものに限る。）」を「科長」に改める。

別表第一の三十五の表航空交通気象センターの項の次に次のように加える。

気象測器検定試験センター	所長	四種

別表第一の三十五の表気象衛星センターの項中「気象衛星通信所長」を削る。

別表第一の三十八の表地方環境事務所の項中「所長」を「所長　次長」に、「保全統括官」を「保全統括官　部長」に改め、同表に次のように加える。

支所	支所長	四種

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―九三

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号イ中「六千八百円」を「七千三百円」に改め、同号ロ(1)中「三千三百円」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(2)中「二千九百円」を「三千百円」に改め、同号ロ(3)中「二千円」を「二千百五十円」に改める。